

諮問番号：平成23年（情）諮問第2号

事件名：会計検査院情報公開審査会の席上、審査請求人が過去に口頭意見陳述を行った実績の分かる文書の不開示決定に関する件

諮問日：平成23年 7月19日

答申番号：答申（情）第54号

答申日：平成23年11月11日

## 答申書

### 第1 審査会の結論

会計検査院情報公開審査会の席上、審査請求人が過去に口頭意見陳述を行った実績の分かる文書について、開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定は妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が平成23年6月2日付け230普第148号により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、「行政不服審査法25条により口頭による意見陳述します」などの記載があるが、具体的な理由は不明である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 開示決定等の経緯

審査請求人は、処分庁に対し、平成23年4月28日付けで開示請求を行った。

しかし、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄に記載された内容は、個別の行政文書名が記載されたものではなく、本件開示請求に係る文書を具体的に特定するには疑義が生じるものであり、また、情報公開法第16条第1項に規定する開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）相当額の収入印紙が貼付されていなかった。

このため、処分庁は、この開示請求書には形式上の不備があるとして、情報公開法第4条第2項の規定により、審査請求人に対し23年5月11

日付けで、相当の期間（14日）を定めた上、次の①ないし③のとおり開示請求書の補正の求めを行った。

- ① 開示請求書に記載された内容からみて審査請求人が知りたい情報は、会計検査院ホームページに掲載されている情報とも考えられ、当該情報は一般に公開されている情報なので開示請求をするまでもなく入手が可能であるので、開示請求を取り下げる場合は連絡すること。また、本件開示請求を維持する場合、開示請求に係る文書を特定するためには請求件名に当該所要の補正が必要であり、この補正内容に同意した場合には行政文書ファイル4件分を特定することとなることから1,200円分相当の収入印紙を納付すること。
- ② 開示請求書の「開示請求手数料」欄には、「単なる苦情である可能性もあるので文書特定後支払を行う」と判読できる記載事項があるが、当該部分に取消し線と思われる線が引かれていることから、この記載は本件開示請求には関係ないものとして整理することとするが、関係するということであれば連絡すること。
- ③ 開示請求書には、開示請求手数料の納付がないことから形式上の不備が見受けられ、情報公開請求をするには、開示請求する行政文書1件につき300円の手数料が必要であるため、①にあるように本件開示請求を維持する場合には開示請求手数料として1,200円分相当の収入印紙を納付すること。

そして、処分庁は、審査請求人に対し、指定の期日までに開示請求手数料未納という形式上の不備が補正されない場合には、①及び②の事項に回答があったとしても情報公開法第9条第2項の規定により不開示決定を行う予定である旨を伝えている。

しかし、処分庁の指定した期日までに、上記補正の求めに対する審査請求人からの回答及び開示請求手数料の納付はなかった。

このため、処分庁は、審査請求人は本件開示請求を取り下げる意思がなく、補正の求めに応じる意思もないものと判断し、開示請求手数料が納付されていないことから、本件開示請求には形式上の不備があると認め、不開示決定を行った（平成23年6月2日付け230普第148号）。

## 2 諮問庁の所見

以上のとおり、本件開示請求には形式上の不備があるとして不開示とした本件開示請求に係る処分は適法かつ妥当なものである。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成23年 7月19日 諮問書の收受
- ② 同年 8月12日 諮問庁から意見書を收受
- ③ 同年 8月25日 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房法規課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- ④ 同年 8月29日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年10月 6日 審議
- ⑥ 同年11月10日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 処分の妥当性について

情報公開法第16条第1項に基づき、開示請求者は、開示請求を行うに当たり、開示請求手数料を納付しなければならないこととされている。しかし、当審査会において、処分庁宛てに送付された開示請求書について確認したところ、開示請求手数料相当額の収入印紙が貼付されておらず、処分庁による収入印紙の納付を求める旨の補正の求めにも審査請求人は応じていない。

したがって、本件開示請求に形式上の不備があるとする処分庁の判断は妥当であると認められる。

### 2 本件開示請求書の補正の求めについて

処分庁は、審査請求人に対して、相当の期間を定めて開示請求手数料の納付等を内容とする補正の求めを行っており、これは情報公開法第4条第2項の趣旨に照らして相当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

### 4 本件不開示決定の妥当性

以上のことから、本件開示請求に形式上の不備があることを理由として不開示とした決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木曾 国 隆

委員 早 坂 禧 子

委員 大 塚 成 男